

【2022 年度/専門科目領域/専門科目群/人間コミュニケーション学科・福祉心理学科】

科目名	ナンバリング	区分 (必修・選択)	単位数	履修年次	開講学期等
相談援助の基盤と専門職 I		選択	2	1	前期
担当教員	研究室	電子メール ID	オフィスアワー		
田村 正人	B308	masato.tamura	水曜日 12:10~13:00		
授業の目的・概要	<p><目的>本科目では学生がソーシャルワーク実践の基盤となる、ソーシャルワークの倫理、価値、役割、相談援助の構成要素における歴史的、社会的な形成過程等について理解し、言語化ができることを目的とする。</p> <p><概要>教科書を中心に資料を用いて、ソーシャルワークの主要論点や概念等について解説する。また、理解が深まるように事前課題を課し自主的に探究したことを、グループワークやディスカッション等で言語化できるように授業を進める。</p>				
授業形式・方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面授業 <input checked="" type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 演習 <input type="checkbox"/> PBL <input type="checkbox"/> 反転授業 <input checked="" type="checkbox"/> ディスカッション・ディベート <input type="checkbox"/> 遠隔授業(双方向型) <input type="checkbox"/> 実習 <input type="checkbox"/> 実技 <input checked="" type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> プレゼンテーション <input type="checkbox"/> 実習・フィールドワーク <input type="checkbox"/> 遠隔授業(自主学習) <input type="checkbox"/> その他 ()				
学習上の助言	今後の専門科目の基盤となる科目なので、重要な概念、用語などを予習復習の他、抱いた疑問を調べて理解をすることが必要。				
教科書	最新 社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座 ソーシャルワークの基盤と専門職 (共通・社会専門) /編：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 /中央法規				
参考書	指定参考書なし。				
外部教材	指定教材なし。				
学生が達成すべき行動目標				関連卒業認定・学位授与方針	
①	ソーシャルワークの形成過程と歴史的背景を理解し、説明することができる。			HSU(1)、WP(1)(3)	
②	社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解し、説明することができる。			HSU(2)、WP(5)	
③	社会的な問題や社会福祉の対象について理解し、説明することができる。			HSU(1)(3)、WP(2)(3)	
④	ソーシャルワークの基盤としての価値・知識・技術について理解し、説明することができる。			HSU(2)、WP(1)(3)(5)	
⑤	ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解し、説明することができる。			HSU(2)、WP(1)(2)(5)	
⑥					
授 業 計 画					
回	学習内容等	授業の方法	学習課題・学習時間 (時間)		
1	オリエンテーション (授業の進め方、評価等についての説明、学習方法について理解する) 本科目の意義について理解する。	講義・グループワーク	シラバスを精読する。		4
2	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて学ぶ①	講義・グループワーク	第1章第1、2節を精読し、事前課題に取り組む。		4
3	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて学ぶ②	講義・グループワーク	第1章第3節を精読し、事前課題に取り組む。		4
4	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて学ぶ③	講義・グループワーク	第1章第4節を精読し、事前課題に取り組む。		4
5	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて学ぶ④	講義・グループワーク	第1章第4節を精読し、事前課題に取り組む。		4
6	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の法的な位置づけについて学ぶ⑤	講義・グループワーク	第1章第5節を精読し、事前課題に取り組む。		4
7	ソーシャルワークの概念① ソーシャルワークの定義を学ぶ	講義・ディスカッション	第2章第1節を精読し、事前課題に取り組む。		4
8	ソーシャルワークの概念② ソーシャルワークの構成要素を学ぶ	講義・ディスカッション	第2章第2節を精読し、事前課題に取り組む。		4
9	ソーシャルワークの基盤となる考え方① ソーシャルワークの原理を学ぶ	講義・グループワーク	第3章第1節を精読し、事前課題に取り組む。		4
10	ソーシャルワークの基盤となる考え方② ソーシャルワークの理念を学ぶ	講義・グループワーク	第3章第2節を精読し、事前課題に取り組む。		4
11	ソーシャルワークの形成過程① ソーシャルワークの源流と基礎確立期を学ぶ	講義・ディスカッション	第4章第1節を精読し、事前課題に取り組む。		4
12	ソーシャルワークの形成過程② ソーシャルワークの発展期を学ぶ	講義・グループワーク	第4章第2節を精読し、事前課題に取り組む。		4
13	ソーシャルワークの形成過程③ ソーシャルワークの発展期 (コミュニティ・オーガニゼーションについて学ぶ)	講義・グループワーク	第4章第2節を精読し、事前課題に取り組む。		4
14	ソーシャルワークの展開期と統合化について学ぶ	講義・ディスカッション	第4章第3節を精読し、事前課題に取り組む。		4
15	日本におけるソーシャルワークの形成過程を学ぶ	講義・グループワーク	第4章第4節を精読し、事前課題に取り組む。		4
試	定期試験 達成度評価・評価のポイントを参照				

【2022 年度/専門科目領域/専門科目群/人間コミュニケーション学科・福祉心理学科】

		達成度評価					
総合評価割合 (%)		試験	レポート	成果発表	ポートフォリオ	その他	合計
		60	30	0	0	10	100
総合力指標	知識・技術力	40	0	0	0	0	40
	思考・推論・創造する力	10	30	0	0	5	45
	協調性・リーダーシップ	0	0	0	0	0	0
	発表・表現伝達する力	0	0	0	0	0	0
	コミュニケーション力	0	0	0	0	0	0
	取組みの姿勢・意欲	0	0	0	0	5	5
	問題を発見・解決する力	10	0	0	0	0	10
評価のポイント							
評価方法	行動目標	評価の実施方法と注意点				フィードバックの方法	
試験	①	✓	学期末に定期試験を実施して評価する。試験は講義で用いた教科書、配布プリントから出題するので、予習や復習を行い理解度を確認すること。 ・試験形式（筆記試験） ・問題形式（選択式、記述式、穴埋め式、事例問題など）				試験の解答例を Teams にて提示する。
	②	✓					
	③	✓					
	④	✓					
	⑤	✓					
	⑥						
レポート	①	✓	授業内容の理解を深めるために、事前課題を毎回課し、授業終了時に提出する。課題への取り組み内容について評価する。 1 課題につき 2 点満点とし、課題に対する考察や疑問を記載すること。教科書の丸写しのみ場合は 0 点とする。				提出された課題は次回授業時に採点をして返却する。
	②	✓					
	③	✓					
	④	✓					
	⑤	✓					
	⑥						
成果発表	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
ポートフォリオ	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
その他	①	✓	講義で学んだことや感想、質問などを要約してリアクションペーパーで提出してもらい、理解度を確認し意欲的に学ぶ姿勢を評価する。				提出されたリアクションペーパーは Teams にてコメントを返す。質問があった場合は授業で共有する。
	②	✓					
	③	✓					
	④	✓					
	⑤	✓					
	⑥						
備 考							
他 担 当 教 員							
教員の実務経験	社会福祉士として認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の成年後見人の受任や、障害者の権利擁護法人の運営等をして 10 年の実践経験。						
実践的授業の内容	テキストの項目やシラバスの内容に沿って、教員が実践してきた事例（個人を特定できないよう加工）を用いたり、実践内容をソーシャルワークの基本に当てはめて説明を行うことで、学生がより科目内容を具体的に学ぶことができるように学習を進める。						
そ の 他	<p>【履修についての条件】</p> <p>*社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験を希望する者は必ず履修すること。</p> <p>【受講する際の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本科目は登校型授業であるため、大学が示した感染症予防対策の指針を遵守すること。また感染症予防対策の観点から、教員の指示に従わない行動をとった場合には受講を認めないことがある。その場合、授業は欠席として取り扱う ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況など社会情勢によって再度シラバスの変更があり得る。 ・授業中の私語やスマートフォン等の電子機器類の使用は禁止する。 ・受講態度に問題がある場合、注意しても守れない学生については退室をしてもらう。 						